

平成23年 6 月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

6 番	佐 藤 博	7 番	武 田 正 樹
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆

十四山総合 福祉センター所長	伊藤 政 洋	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘
農 政 課 長	青 木 和 巳	都市計画課長	竹 川 彰
下 水 道 課 長	橋 村 正 則	生涯学習課長	八 木 春 美
十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若 山 孝 司	書	記 横 山 和 久
書	記 岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	農業委員会委員の推薦について
日程第 3 議案第34号	弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第 4 議案第35号	弥富市税条例の一部改正について
日程第 5 議案第36号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第37号	弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について
日程第 7 議案第38号	平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第39号	平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（追加提案）

日程第 9 議案第40号	工事請負契約の締結について
日程第10	閉会中の継続調査・研究について
日程第11	閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 農業委員会委員の推薦について

- 議長（伊藤正信君） 日程第 2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りをします。

議会推薦の農業委員は 4 人とし、指名推選をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、指名推選といたします。

議会推薦の農業委員に、久留宮喜久男さん、佐藤静男さん、高橋弘さん、平野義光さんを推薦したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、久留宮喜久男さん、佐藤静男さん、高橋弘さん、平野義光さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第 4 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 5 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 6 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について

日程第 7 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第 3、議案第34号から日程第 8、議案第39号まで、以上 6 件を一括議題とします。

本案 6 件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いをします。

- 総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正についてほか 2 件であります。

本委員会は、去る 6 月 17 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 34 号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について、議案第 35 号弥富市税条例の一部改正についての 2 件は、質疑、討論ともなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第 38 号平成 23 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）は、担当課長から、歳入で愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金は防災マップ作成に対する県補助金、歳出では、東北地方大震災の災害援助職員派遣のための旅費、地震津波に対する防災マップ作成委託の説明を受けた後、委員より、職員派遣の回数などは質問に対し、市側より、1 回 10 日間で 5 回分との回答などの質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをします。
- 建設経済委員長（渡邊 昶君） それでは、建設経済委員会での審査結果について報告を申し上げます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第 38 号平成 23 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）の 1 件です。

本委員会は、去る 6 月 14 日に委員全員と委員外 1 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を報告申し上げます。

各担当課長より、経済センサスで使用する調査員用住宅地図の購入、農業団体に対する大豆播種機、刈り取り機購入費の地域農業振興事業補助金、震災耐震改修費補助金で 4 戸分の追加との説明を受けた後、質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員賛成で原案を了承しました。

以上、報告申し上げます。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをいたします。
- 厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会の審査結果報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第 36 号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め 4 件です。

本委員会は、去る 6 月 16 日に委員全員の出席により開催をし、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 36 号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 37 号弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正についての 2 件は、質疑、討論はありませんでしたが、弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、改正について異論がありますが、やむを

得ない事情を理解して賛成するという事で、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、市側より住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金で25件分の追加補正、保健センターで使用する乳幼児用カルテ保管用キャビネット等の備品購入費、合併処理浄化槽国庫補助金過年度分返還金の説明、議案第39号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、市側より出産育児一時金の国庫補助金過年度分返還との説明があり、委員より、太陽光発電施設補助は、この補正以降の追加補正が必要との要望がございました。討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） それぞれ3委員長から常任委員会の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案6件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第40号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤正信君） 日程第9、議案第40号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 本日御審議いただきます議案は、法定議決議案でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号工事請負契約の締結につきましては、弥富市立（仮称）第2桜小学校建設工事を施工するに当たり、請負契約金額18億3,750万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の詳細につきましては総務部長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 議案は総務部長に説明をさせます。

総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第40号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、ここに記載のとおりでございますが、工事名、弥富市立（仮称）第2桜小学校建設工事、工事場所、弥富市平島町地内、請負契約金額18億3,750万円、請負契約者、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体、契約の方法につきましては、5名の一般競争入札でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方。

佐藤博議員、お願いします。

- 6番（佐藤 博君） 佐藤博でございます。

最初に、この（仮称）第2桜小学校建設工事請負契約締結議案については、入札公告内容、すなわち入札条件の具体的な内容が議員に説明もなく提案されており、議決に当たっては十分な審議と理解をした上で議決されることが議会としても重要な責務であると考えております。ただ、入札結果の提案だけを見ているだけでは市民に説明ができません。ただ、安ければいいというものでもありません。今回の入札公告内容について学校建設特別委員会において私が質問し、私がわかりやすく内容を図解したものでもって全議員が理解した上で判断していただくことが、私は市長がいつも述べているように、二元代表制としての議会の責任を果たすことになるのではないかと考えるのであります。また、良識ある市民や建設業界の方々にも、今回の弥富が執行した入札公告内容は、妥当なものであったかどうか判断していただくことも大変重要なことであると考えています。

時代背景からして、現在、産業の活性化、企業の倒産を防止する、こういうことは重要な政策課題として取り上げられている状況からしても、また弥富の伝統や弥富市政の常識と信頼を維持する観点からも、このような前代未聞の厳しい入札公告内容は妥当なものであるかどうか議論することが重要であり、私から参考経過を説明いたします。

まず、学校建設特別委員会を開催することなく、入札公告内容をインターネットで発表いたしました。5月13日までに企業体審査申請書を提出することとなっており、ある人から私のところへ入札公告内容を知っているかとの問い合わせがあり、内容を見せていただきました。議会にも話はなく、全く知る余地もなく承知していなかったため、早速大木副市長に電話で、特別委員会に諮ることなくこのような内容を発表しては議会軽視で問題になる。執行権に介入する考えはないが、学校建設特別委員会が設置されている以上、学校建設特別

委員会にだけでも諮らないと議会軽視と言われることになる」と忠告をしておいた。

その後、副市長が大原委員長宅を訪れたと聞いております。

ようやく5月25日の全員協議会の後で学校建設特別委員会が開催をされたのであります。これは事後承認の形で出された第2桜小学校建設工事の入札公告内容の抜粋であります。これを要約すると次のようであります。

入札方法は、事後審査方式、制限つき一般競争入札であります。すなわち、予定価格を設け、その80%から3分の2までを調査基準価格とする。調査基準価格の10分の8以上の場合、最低制限価格と違って即失格とはせずに調査を行う。調査基準価格の10分の8未満の入札価格の場合は、失格となるということであります。

私はこのような厳しい内容では、競争が激しい中で大手建設業者等は参加しないだろう。議会では責任が持てないから、執行部は全責任を持ってやらなければならないと苦言を呈しておいたのであります。

14日の学校建設特別委員会に6月3日の入札の結果が示されたのであります。具体的に数字を入れて解説しますと、お手元に配付しましたように、一番初めに委員会に報告されていたのは約32億円ぐらいだということでありました。私がいつも言っているように、浦野設計事務所は厳しく設計価格が出されたものと思っておりますが、その金額が28億500万円だったそうであります。そこで、予定価格が28億円に設定されたのであります。

さて、それからが大問題であります。調査基準価格は予定価格の80%から3分の2ということであり、仮に中をとって75%とすると21億円になります。それ以下であっても即失格とはならず、さらに調査基準価格の80%以下は失格判断基準になるということであります。これを積算すると、16億8,000万円以下は失格になるという厳しい入札公告内容であります。比率で示すと、予定価格の60%以下は失格するという前代未聞の今の公告内容であります。

今まで弥富の学校建設等に協力し、特に弥富北中学校のように中部建築学会賞に輝いたような鹿島建設等大手建設業者は、すべて採算がとれないために、東日本の大震災の復興事業を名目に参加しなかったようであります。とても見積もりまでして参加できる条件ではないということでございました。私は、ある関係者にそのようなことを確認もいたしました。

地元業者との企業体が条件となっているため、5社のみが企業体審査申請書を5月15日までに提出したのであります。中には破産宣告をして、再度の数千万円の債務免除によって会社名を変えて参加している業者もあるようであります。主力銀行初め、恐らく多くの下請業者等は被害をこうむったと言われております。

その結果、提案されているフジタ・弥富特定建設工事共同企業体が17億5,000万円で落札をし、消費税の5%を加えて18億3,750万円で工事請負契約を締結するという議案が本日提案されたものであります。この落札価格の17億5,000万円は、予定価格の62.5%に計算をし

てみると当たるのであります。

十数人の関係者や常識ある人々に内容を説明して尋ねてみました。みんな驚きとともに、損金を出すか、目に見えないところで手抜きをするか、下請業者を泣かせるか、まともなことはできないであろうというのが大方の答えであります。

そこで、執行権者であり、今回、大変重要な責任を持ってこの事業に参加される服部市長に質問をしたいと思います。

まず第1番に、このような入札公告内容はどのような根拠に基づいて考え出されたものか、最初に伺います。

また、東日本大震災の影響も予想され、25年2月末日までの長期間の工期、厳しい経済情勢からして適切であり妥当なものと考えておられるかどうかを、まずお尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 大木副市長。
- 6番（佐藤 博君） いや、私は市長に聞いています。執行権者は市長です。
- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 執行権者は私であることは重々承知しております。その内容につきまして、予定価格を設定し、調査基準価格を設定しているわけでございます。そうした形の中において、内容については大木副市長の方から答弁をさせます。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 大木副市長。
- 副市長（大木博雄君） まず、学校建設特別委員会を開かなかった理由についてきちんとお話ししなきゃいかんと思っておりますが、実は開こうという段取りはさせていただきましたが、事情がございましておくれってしまったということでもありますので、お許しをいただきたいと思います。

それで、今回、最低入札価格調査制度を設けてやったということでございますが、これは国からですが、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針ということで、入札参加者の企業努力により低い価格での落札の推進の観点から、最低制限価格から低入札価格調査制度の移行に努めることといった通達をいただいております。

また、それぞれの企業体、最近の入札の傾向の話をさせていただきますと、22年度のつくば市における学校建設につきましては52.92%、それから、みよし市におきます庁舎新築工事におきましては61.92%、それから長久手町におきます給食センター建設工事におきましては66.67%と、20年5月ごろまでは従来の大体九十七、八とか、そういった落札率でございましたが、20年の後半から徐々に下がってきたという傾向にございます。

それで、先ほど予定価格28億というのは公表しておりますので事実でありますけれども、今回、5企業体に参加されまして、62.5から69.9%の範囲ですべて札を入れております。これらはすべて調査基準価格より下回っておりますので、8割よりは多いわけでありませう

ども、その中で総合点数の多い今回のフジタ・弥富特定建設工事共同企業体に対して事情聴取を行っております。

そういった中で当企業体の方からは、全国的に公共工事の施工実績を数多く積み重ねており、これまでの経験、ノウハウを今回の工事に生かし、安全第一で無駄のない最適な方法にて施工することを検討した結果、コスト削減が可能になったと。また、多数の協力会社と多くの取引実績があり、他工事案件とあわせた発注等によるスケールメリットを生かして、トータルコストにおいて安価な調達が可能であると。さらに、こちらからもいろいろ質問させていただいて、きちんとやっていただけるという判断をさせていただいて仮契約をさせていただきました。

今回のＪＶにつきましては５企業体でございますけれども、他の自治体等の参加者の関係を見てみましても、やはりＪＶについては少ないというのは傾向としてございます。ＪＶにしましたのは、地元の業者にも入っていただいて参加をいただくといった配慮でございましたけれども、参加者が少ないということを懸念するということであれば、今後についてはＪＶと単体の混合がよからうかというふうに思っております。

いずれにしましても、私どもは、きちんとフジタ・弥富特定建設工事共同企業体に対して事情聴取を行い、今回の落札についてはきちんと執行していただけるというもとに提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○６番（佐藤 博君） 常識的に考えて、まず28億の予定価格に対して落札価格17億5,000万円という、この破格の価格で落札した企業体について疑問を感じないかどうか、また採算がとれると服部市長は考えておられるのかどうか、私はその点について服部市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほど工事の請負契約の問題につきまして、大木副市長の方がるるお話をさせていただいたとおりでございます。疑問を感じているかということでございますけれども、昨今の公共事業の入札に関しては、皆さん御承知のように、慢性的な価格の下落傾向にあるということでございます。決して高いとは思っておりませんけれども、低過ぎることもないという形でございます。

問題は、今後工事を施工していく上における監理責任であろうというふうに思っております。小学校という形でございますので、児童に対する安全管理、あるいは校舎における品質管理ということが問われるわけでございます。そうした形の中においては設計事務所に対してしっかりと監理させるということが大事であろうというふうに思っております。

採算の問題につきましては、先ほど副市長の方が答弁いたしましたけれども、いわゆる企業のさまざまな実績に基づく、さらなるコスト削減というようなことについて、我々は一層期待をしていきたい。また、同時に地元の業者に対しても、そういった形の中で参加していただきたいということを強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 最初に大木副市長からる説明がありましたが、議会の特別委員会に諮らずにやったということについては、前回、特別委員会で市長からも反省の弁が述べられたので、これはよしとするものの、他の市町村がこういうふうだから、これに追従をしたという考え方はいかなものかというのが、まず私の第一の考え方であります。

もし、これで採算がとれる今の落札価格だというように考えられるとするならば、設計金額、予定価格が甘かったのか、それとも特別なやり方があるのかどうか。下請業者を犠牲にするようなことは、社会貢献にはならないと私は考えます。そうした点で、そのような設計金額、予定価格と比較をしてどのように判断をされておるのか。常識的に、現在、いろいろこういうダンピングがあるということは事実でありますけれども、民間企業の場合にはそれぞれ双方が了解をすればそういうことはいいわけですが、公共事業体がこういうことを行うのにダンピングを予想してやるようなやり方というのは、いかなものかというのが私の考え方の問題であります。

企業というのは、当然適正な利益を追求し、税金も納め、社会に貢献するということになればならないということは、市長は民間企業の執行役員まで経験されておるので承知しておられるのではないかと私は思うのであります。

採算、すなわちわかりやすく言うと、そろばんをはじくことは服部市長もたけていると思うのであります。そうした点で、この予定価格と落札金額を企業側の立場に立ってそろばんをはじいたとき、服部市長は、本当にこれは妥当な金額だというように考えておられるか、再度伺いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

公共事業、特に学校であるとか、あるいは庁舎であると、いわゆる一般的に言う箱物に対する工事については、いろいろと内容があるわけでございます。そうした本体の工事につきましては、今回の桜小学校の問題につきましても、大きくは八つのブロックに分かれております。一つは校舎棟であり、一つは体育館棟であり、一つはプール棟であり、あるいは外壁工事等々、八つの工事があるわけです。これは基礎関係の工事の請負でございまして、この関係につきましては、しっかりと精査をさせていただいております。

もう一つは、企業の努力といたしまして、私としては今回、企業が努力されたなあとと思う

のは共通経費の問題でございます。共通経費の問題につきましては、企業努力と人件費を含めたところの共通的な経費については企業努力がされているというふうに思っております。

私も小売業ということを経験いたしまして、本来のあるところのもとについては安心・安全であるし、食の提供、あるいは住の提供のもとについては、しっかりした商品を提供しなきゃならないということがあるわけでございますけれども、いわゆる全体的なコストの削減につきましては、それをどのような人員構成でやっていくかということにつきましては、それは企業体が考えることでございます。

そうした形の中で顧客満足、そういったものが遂行できれば、私はそれにこしたことはない。要するに、本質的な問題と諸経費の問題があるかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） それじゃあ、落札業者の問題については後として、今回も地元業者を優先的に下請業者として利用するように示されているように聞いております。よく地元業者の育成という言葉が使われておりますが、本当の地元業者の育成とはどのようなことなのか、考え方について改めて服部市長に伺いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。これは全く一般的な話になるわけでございますけれども、私どもといたしては、建設業界という中で多くの形で御参加いただいて、一つの大きな組織を形成されております。

この建設業者の方については、市の安心・安全という形の中、あるいはさまざまな形の中で市の行政にかかわっていただいております。そうした業者の方が、いわゆる元気、活性化という形の中で仕事をしていただくことについては本当に望むところでございます。

そうした形の中で、業者そのものも努力されることはもちろんでございますけれども、市全体の活性化に大きく貢献していただくということが地元業者の活性化であり、その使命であらうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 市内業者に対して優先的に仕事ができるように配慮する、こういうことだけでは、これは地元業者の育成ということにはなりません。はっきり申し上げておきます。

かつて大手建設業者と弥富の建設業者等が企業体を組んで、そして事業を進めることによって、あらゆる技術面を取得して地元業者は成長してきたのであります。

また、市内の業者が下請として多く参加もさせてきていただいたわけでありまして。しかし、

その原点は何であるかという、すべてが適正な採算がとれるような仕組みであったからこそ参加ができたのであります。そして、市内の業者もその仕事に参加して喜びも感じ、充実した成長をしてきたと私は考えております。このような観点から、配慮してこそ地元業者の育成ということが言えるのであると思っております。

果たして今回、このような金額でこのような事業を進めていく上において地元業者がどれだけ参加ができるか。また、下請業者等が決まったら、私は特別委員会で何社弥富から参加ができたかということ等については尋ねたいと思います。恐らく今の状況では、市内の業者が参加できるような状態にはないと私は感じております。

そこで、地元の業者がやっぱりありがたみを感じる、その原点は、一生懸命に仕事をしたことによって採算がとれた、そしてまた弥富の施設等について自分たちも参加をして建設したという、この喜びを感じてこそ、私は地元業者が喜んでくれることだと思っております。そうしたものが今回参加できないようなことがもしあったとするならば、これは市内業者を破綻や廃業に追い込んでいくような、血も涙もないような行政運営にすぎなかったというように言われてもやむを得ないというように私は感ずるのであります。

そうした中で、今回、このフジタ・弥富特定建設工事共同企業体が落札したことによって、また17億5,000万円という破格の金額で落札したということによって、いろいろな関係者の人たちが問題を提起しております。特に調査基準価格以下のために聞き取り調査がされたことによって、今回提案をされたのは適正と判断されたということではありますが、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体について、今では積算等でいけるといように判断したということではありますが、どのような観点から内容を十分調査されたのか、その適正と判断された調査内容をできるだけ詳しく、ひとつ説明をいただきたいというふうに思うのであります。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほども今回の落札業者から、この落札調書に対する事情聴取というか、意見をお聞きしたわけでございます。そうした形の中で、副市長の方からも答弁していただきました。経験とかノウハウ、あるいはコストの削減ということに対してしっかりと取り組む、あるいはスケールメリットというものを生かして、トータル的なコストということに対して企業としての努力をしていくということを聞いております。

そういった形の中で、私どもといたしましても、今回のこの入札に関しては、地元の下請業者という形に対しては献身的な努力をしていただきたいということをお願いしているところでございます。そういった意味におきまして、また担当の方からお答え申し上げますけれども、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、責任を持ってこの請負工事を執行させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

その内容につきまして、所管の方から答弁させます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 低入札価格調査の聞き取り調査の内容でございますが、まず第1点目として、先ほど副市長の方からも申し上げましたが、この価格で入札できた理由というのを中心に調査させていただきました。その中で下請業者に下請させる工事につきましては、なぜこのような下請価格で工事ができるのかということも聞かせていただきました。さらには、諸経費につきまして、かなりこちらが思っていたより低い価格の諸経費で見積もっておみえになりましたので、その諸経費の根拠等につきまして聞き取りさせていただきました。

さらには、こういった価格で企業の利益があるのかということもお聞きいたしましたが、十分利益も見込めるという答弁でございました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 別に私は、そのフジタを悪く言おうとする考え方は毛頭持っておりませんけれども、この金額で工事請負をしたということについて、ある人たちから、破格の金額のため大変驚き、心配をされている人があったわけであります。そのため、私のところへいろいろな資料、情報が寄せられております。それらについて調査をされたかどうかをお尋ねしたいと思いますので、二、三申し上げます。

まず第1番に、フジタは、1999年3月、1,200億円、2005年10月、989億円、分割債務免除を受けております。さらに、2002年10月、6,000億円、会社分割がされて不動産事業をエー・シー・リアルエステートというところに継承されております。これらについて日経新聞が明らかに報道しております。中身については、債務免除が実現しても依然多額の負債が残る、国の保護行政も限界、受注競争も激化し、債務免除組の債権計画を狂わせると。債務免除による延命策は、銀行の勝算なき問題、先送りにすぎない、こういうような酷評をしております。これは日経新聞に出ております。

また、民間信用調査機関によると、こうしたような状況を受けて、自治体も信用度の低い借金棒引き組に発注しない傾向が強まっているというように論評しております。

債務免除企業が採算割れのダンピング受注をすることによって、赤字覚悟の受注がかえって採算面で足を引っ張る悪循環を招いているとの指摘をしております。

このような中で、大幅に社員が減少していると聞いております。フジタの社員数、あるいは今回のこの建設工事にどのくらいの数の社員が従事できるのか、そういう点についてどのように調査されたのか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず、フジタの従業員数でございますが、1,941人

ということでございます。それでもちまして、今回のこの工事に直接従事するのは、専任の監理技術者を置かなければならないという形でございますので、専任の監理技術者を置いていただくということで、それ以外の部分につきましては、今後のお話という形になるうかと思えます。

あと、盛んにかつてのこのフジタの信用状況のことをおっしゃられますが、過去は過去として、現在におきまして地方公共団体の工事も受注しまして、それもきちっとこなしているという状況もございます。そういった中で、信用状況については問題ないというふうに考えました。

また、先ほどから非常に落札価格が低い低いとおっしゃってみえますが、今回入札に参加した5企業体につきまして、何もほかのところは非常に高い価格でフジタだけが低い価格で応札したわけではございません。他の応札金額の中で一番高いところにつきましても、落札率は69.93%でございました。したがって、他の自治体からの状況から見ましても、決してフジタがダンピングで受注したというふうには考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 恐らくどんな業者でも、もうそんな危険な状況を説明するようなことはいたしません、これは。私のところは責任を持ってきちっとやっておりますと、こういうことだろうと思うんですよ。

そこで、現状をちょっと説明いたします。別にフジタだけが悪いわけではありませんけれども、一番問題は、私が言っておることはどういうことかという、こういうようなダンピングに近いようなことをやらなきゃならんような業者が参加をして、やっぱり信頼ができる安全な業者がなかなか参加をしなかったという、こういう入札内容に私は問題があると思う、このことをまず頭の中に入れておいて聞いてください。

今、フジタもそういう中でやっておると思います。ほかのところもやっておると思います。現場においては、今そういう専任技術者、当然これは置かなきゃ仕事はできません。ところが、ほとんどは人材派遣会社からの派遣社員、こういうので賄っておるということを私は聞いておるわけであります。だから、専任技術者がいればそれでいいということなのか。これだけの大きな工事だったら、専任技術者だけではとても進まない問題だと思うんです。しかも、最近では、この大震災があってから特に住宅公社等の監査も厳しいようでありますから、その打ち合わせとか、いろいろのことで大変重要な、今の社員が参加をしなきゃいかん、こういうようになっておるようでございます。そういう点で、この人材派遣会社からの派遣社員が非常に多いというように私は伺っておるんですが、この点については調査はされたでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）　まず、法制度上の問題といたしまして、専任の監理技術者は置かなければならないというふうに決まっていますので、それは必ず置いていただく。その後の段階でフジタの社員が、工事現場にほかの社員が来るのか、派遣会社の職員が来るのかというところまでは調査いたしておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君）　佐藤博議員。

○6番（佐藤　博君）　これは大事な問題なんですよ。専任技術者がおればいいということではなくて、これだけの大きな工事だったら、かなりのその専任の職員が対応しなければできないということです。それが派遣会社の今の派遣社員が中心になるようなことだと、大変危険だということを私は申し上げておるんであります。

その一つの例として、2年前の2009年7月31日の共同通信は、九州地方整備局は、トンネル工事で安全管理を怠り、労災事故を起こしたとして、株式会社フジタを指名停止処分にしておるんであります。

このような状況を考えて、公共事業はどうあるべきか、この第2桜小学校の建設工事について、果たして安全管理、あるいはまた仕事の内容が誇れるような立派なものができるかどうか、こういう点について、服部市長、十分な配慮ができるかどうか、尋ねたいと思います。

○議長（伊藤正信君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　先ほども佐藤議員にお答えをさせていただきましたように、私どもこういった形の中で公共事業を、学校の施設を建築させていただくわけでございます。そういった形の中で安全管理、あるいは学校そのものに対する品質管理ということにつきましては、我々が一番望むところでございます。議員同様、考え方は全く同じでございます。そうした形の中で現場監理という方のあり方が非常に重要だろうというふうに思っております。そうした形の中で、フジタさんには優秀な現場監督者を送っていただいて施工していただきたい。

また、今後の問題につきましては、どのような方が社員として派遣されるかわかりませんが、その点につきましても、私どもの要望としては申し上げていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういった社員の方が労災問題等々が起きないような形でしっかりと現場監理をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君）　佐藤博議員。

○6番（佐藤　博君）　一応当局がこれで十分だというように判断をしておる以上、私がとやかく言うことではありませんけれども、一番大事なことは、日本経済を活性化するためにも、公共事業においてダンピング競争をあおるようなやり方は決して好ましいことではないと、こういうことを私は認識してもらいたいと思うのであります。

きちんと適正な予算も計上していることでありますし、適正な設計価格、適正な予定価格

を設定している以上、多くの優秀な建設業者がこぞって10社も15社も参加できるような方法を考えていくことこそ、これは公共事業の使命であると、私はこのように考えておるんです。

したがって、今回のこのやり方が絶対妥当だったかどうか、一度よく考えてみて、時代に即応した、日本経済の活性化の意味からも真剣に検討されることが望ましいのではないかと、私はこのように考えるのであります。

そこで、今後もこのような入札内容を続ける考えであるのか、やはり指摘をされた点を今後改めた方がよいというように考えておられるのか、考え方について質問をしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、大変大事な税の執行でございます。そうした形の中においては、最少の費用で最大の効果を上げていくということが一番の基本でございます。そうしたことを今後もしっかりと自分たちで中心に動いて考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） ということは、改めて聞きますが、今回やったのは別にこれで問題はないと、今後もこれでやっていくという考えなのか。あるいは、私が指摘したような点についてもっと調査も十分しなければならないし、日本経済の活性化という観点からも、やり方をもっと考えなきゃいかんということなのか、その点について再度尋ねたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の入札における落札者の問題につきましては、私どもとしては問題ないというふうに理解をしているところでございます。私といたしまして、責任を持ってこの事業を執行してまいりたいというふうに思っております。

また、今後のことにつきましては、今回のいろいろと我々の入札のあり方ということも検討しながら、先ほども申し上げましたように、最少の経費で最大の効果が上がるような形でいろいろと入札制度については学んでいくつもりでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） そういう点からすると、服部市長の政治姿勢の問題でもあるんです。言いにくいことではあるけれども、先日、一般質問で述べたように、自分の給与の問題等をあわせて考えてみると、自分の名誉とか利益は考えるけれども、相手のことまであまり考えようという受けとめ方がなかなか感じられないということでもあります。

3月議会でも述べたように、自分のことより相手の立場を考えて行動することが人情ということであり、ダンピング競争をやっても何でも安く来いと、こういうような姿勢はいかなものかということでもあります。

私は3月議会で述べたように、やっぱり恩義や義理や人情を考えてこそ市長職という人間の原点であると私は考えておるんです。だから、このような相手が参加できないところが多いということは、かなり厳しいということなんです。厳しいようなやり方でいつもやっていくということについては禍根が残ると。だから、相手も企業である以上は、一定の適正な利潤が追求でき、そして税金も納めることができ、社会に貢献することもできるんだと、そういう立場を考えた入札方法というのを考えてやる。別に高くしようとか何とか、そんなことじゃないです、私は。そういうような思いやりのある、みんなが参加できるような方法をもっとしっかりと考えて、弥富独自のものでいいです。あそこがこうやったから、ここもこういうふうにと。それぞれの市町村に、自治体には自治体のやり方があるんです。最初に述べたように、弥富は弥富として、こういうことで多くの大手建設業者、あるいは地元の業者もみんな育ったんです。喜んで参加してくれたんです。

今回一番問題は、私はこれからまた、先ほども申し上げたように、弥富で果たして下請でこれに協力できるところがどれだけあるか、これは大事な問題なんですから。私は、これからはきちっとそういう点も見ていきますから、とにかく責任を持って服部市長がやるという自信を示されておるんだから、どうかひとつ私どもが考えておるようなことがただの心配に終わったということであれば、これは結構なことです。だけど、私は、やり方によってはいいものもできるだろうし、あるいはやり方によってはあまりいいものとは言えないようなことにもなるでしょうし、この点は、私はしっかりとした予算を組んだ以上は、立派な誇れるようないいもので仕上げなければならんというように考えておりますので、その点をきちっと今後、私どもも監視をしてまいりたいと思っております。

この際、本来からいくと、もう一遍調査を見直すことが妥当ではないかと私は思っておりますけれども、服部市長が自信を示された以上は、私もそれ以上のことは執行権に介入する問題にもなりますので、一議員として、やっぱり議会の立場で私は申し上げて質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査・研究について

- 議長（伊藤正信君） 日程第10、閉会中の継続調査・研究について議題とします。

厚生文教委員長から、会議規則第104条の規定により所管事務について閉会中の継続調査・研究の申し出がありました。

お諮りをします。

厚生文教委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、厚生文教委員長の申し出どおり決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 閉会中の継続審査について

- 議長（伊藤正信君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹